平成２９年（フ）第８３号
宮城県名取市名取が丘３丁目４番３－404号
県営名取谷津山住宅
債務者　佐藤　善亮
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
福島県いわき市平字城東１丁目３番地の８
三貴荘２－５
債務者　吉田　和典
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１８号
長野県上田市上田1998番地１
債務者　黒岩　恵美（旧姓谷端）
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２０号
長野県茅野市金沢1400番地66　サンコーポラス旭ヶ丘１棟103号
債務者　月岡　愛子
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第２１号
長野県諏訪郡下諏訪町2342番地19
債務者　田中　正憲
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第５８号
三重県津市阿漕町津興1022番地４　パールテラスＤ、前住所三重県津市藤方2465番地３
債務者　八木　将貴
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８７号
兵庫県姫路市白浜町字佐崎北１丁目48番地
白東ハイツＡ棟203号
債務者　天竹　真吾
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３１８号
奈良県桜井市大字上之庄712番地の３
債務者　松末　　隆
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３１９号
奈良県桜井市大字上之庄712番地の３
債務者　松末千鶴子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
奈良県生駒市小平尾町41番地５
債務者　中川　幾美
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６１号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番13－206号
債務者　伊藤　　宏
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
鳥取県鳥取市天神町35番地　コスモス天神101号、旧住所鳥取県鳥取市行徳１丁目316番地２　アルカディア鳥取406号・鳥取県鳥取市立川町５丁目253番地15　タウンハウスモリオカ１号室
債務者　最上　博紀（旧姓月森）
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７９９号
広島市南区仁保１丁目40番４号
債務者　小笠原和信
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８００号
広島市南区仁保１丁目40番４号
債務者　小笠原尚子
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３号
広島県東広島市八本松町原3695番地　地京アパート101号
債務者　地京　文子
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８１号
広島市南区比治山町３番14－1004号
債務者　田中　宏司
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８７号
広島市中区舟入本町６番16－702号
債務者　小林　伸夫
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部